

閣 副 第 462 号  
府 地 創 第 249 号  
令 和 7 年 6 月 16 日

各都道府県知事 殿  
(地方創生担当課、市町村担当課扱い)

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局長  
内 閣 府 地 方 創 生 推 進 室 長

地方創生 2.0 を推進する取組の早期着手並びに  
都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・  
しごと創生総合戦略の検証・見直しについて (通知)

平素より、地方創生に係る取組に御尽力いただき、ありがとうございます。

令和 7 年 6 月 13 日、「地方創生 2.0 基本構想」(以下「基本構想」という。)が  
閣議決定されました。

基本構想は、平成 26 年に「地方創生」が開始されてからの 10 年間の成果と反  
省を踏まえ、今後 10 年間を見据えた「地方創生 2.0」の方向性を提示するもの  
として策定したものです。

今後、国においては、基本構想で示した方針を踏まえ、地方創生 2.0 の取組に  
早急に取り掛かるとともに、具体的な施策を記述した「総合戦略」(まち・ひと・  
しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 8 条に規定するまち・ひと・しごと創生  
総合戦略をいう。)を、本年中に策定することとしています。

各都道府県及び市区町村におかれましても、基本構想を参考に、地方創生 2.0  
を推進する取組に早期に着手いただくとともに、別添資料も御参照の上、「地方版  
総合戦略」(まち・ひと・しごと創生法第 9 条に規定する都道府県まち・ひと・し  
ごと創生総合戦略及び同法第 10 条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合  
戦略をいう。)の検証及び見直しを進めていただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村長並びに一部事務組合の管理者及び広域連合の  
長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4(技術的  
な助言)に基づくものです。

## 地方創生2.0を推進する取組の早期着手及び 地方版総合戦略の検証・見直しについて（1/2）

- 令和7年6月13日、今後10年間を見据えた「地方創生2.0」の方向性を示す「基本構想」を閣議決定。
  - 国は、「基本構想」で示した方針を踏まえ、地方創生2.0の取組に早急に取り掛かるとともに、「目指す姿」の実現に向けた具体的な施策を記述した「総合戦略」を年内に策定する。
  - 地方公共団体においては、今後、基本構想を参考に、下記①及び②に取り組むことが求められる。
    - ① 地方創生2.0を推進する取組の早期着手
      - ・ 基本構想において、「政策パッケージ(基本構想 第3章 6)」として、国が、速やかに取り組む政策やプロジェクトについて、当面の具体的な取組目標とあわせて盛り込んでいるため、ご参照ください。
- <留意事項>

  - ・ 好事例を参考とする場合、先進的な取組の成果を、そのまま他地域に模倣・移植するという「コピー」の考え方ではなく、各地域の特性や資源、課題に応じて柔軟に取り入れることが重要である。
- ② 地方版総合戦略の検証及び見直し
    - ・ 地方公共団体は、国の「総合戦略」を勘案し、地方版総合戦略の策定に努めることとされている。
    - ・ 「地方創生2.0」は、10年前の「地方創生1.0」の単なる延長ではないため、地方版総合戦略の策定(改訂)には、一定の準備期間を要すると見込まれる。そのため、総合戦略の策定前から、基本構想をもとに検証・見直しを進めることが重要である。

(次ページに続く)

## 地方創生2.0を推進する取組の早期着手及び 地方版総合戦略の検証・見直しについて（2/2）

### ②地方版総合戦略の検証及び見直し(続)

- ・ 具体的には、基本構想の「これまでの地方創生10年の成果と反省(基本構想 第2章 4)」、「目指す姿(基本構想 第3章 1)」「地方創生2.0の基本姿勢・視点(基本構想 第3章 2)」を参考に、地域の多様なステークホルダー、若者や女性を巻き込み、各団体におけるこれまでの10年間の取組の成果と課題の検証・現行の地方版総合戦略の見直しに取り組むことが求められる。

#### <留意事項>

- ・ 当面の人口減少を正面から受け止めつつ、地域の産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業(産官学金労言士)等や、幅広い層の住民など、多様な主体が関わる機会を設けた上で、各団体のこれまでの10年間の取組の成果と課題の検証・地方版総合戦略の見直しに取り組むことが求められる。その際には、多様な主体の「意見を聞く」にとどまるのではなく、議論を行うことが重要である。
- ・ 幅広い意見を聴取し議論を進めるため、地方版総合戦略の議論の場には、若者や女性の参画の確保に努めることが重要である。多くの地方公共団体において、地域住民や産官学金労言士等で構成する組織体が設けられているが、本観点も踏まえ、体制整備に努めることが重要である。
- ・ また、広域自治体である都道府県には、まずは、市町村に先行して、都道府県版総合戦略の評価・検証を進めることが求められる。

- また、国においては、自治体職員向け説明会を実施するなど、各団体の取組が進むよう、必要な支援を行う。

# (参考) 地方創生2.0「基本構想」の構成

## ○はじめに (第1章 p.1-2)

- ・2014年に「地方創生」を開始して以降、様々な好事例が生まれたことは、大きな成果である。一方、好事例が「普遍化」することはなく、人口減少や、東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至らなかった。
- ・人口減少が進む今、人口増加期に作り上げられた経済社会システムを検証し、中長期的に信頼される持続可能なシステムへと転換が必要。「地方創生2.0」は、10年前の「1.0」ではなく、全く新しいものであり、「地方創生2.0」を「令和の日本列島改造」として、力強く進めていく。

## ○まず、地方創生10年の成果と反省を行った (第2章 p.3-14)

- ・成果のほか、これまでの国の総合戦略のKPIの進捗状況等も踏まえ、4点の反省すべき点等、振り返りを行った。
- ・また、振り返りに際しては、当事者(※)を巻き込んだ議論も行った。 ※例えば、生まれ育った地元を離れる決断をした若年層の女性たち等

## ○そして、次の10年を見据え、「目指す姿」を提示 (第3章 1 p.15-19)

- ・地方創生2.0は、国と共に、地域の住民や産官学労言士等が一体となって実現を目指すものであり、「みんなで取り組むもの」、「みんなで実現を目指す社会像」である。そのため、目指す姿を共有し、共通の理解の下で進められることが重要。  
→目標:「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創る。14個の定量的な目標を提示。

## ○各関係者が、総合的に取組を推進するために、「1.0」の反省を踏まえ、「基本姿勢・視点」を6つ提示 (第3章 2 p.20-26)

- |                           |                                      |
|---------------------------|--------------------------------------|
| (1) 人口減少を正面から受け止めた上での施策展開 | (2) 若者や女性にも選ばれる地域づくり                 |
| (3) 異なる要素の連携と「新結合」        | (4) AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装          |
| (5) 都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進 | (6) 好事例の普遍化(点から面へ、地域の多様なステークホルダーの連携) |

## ○「目指す姿」を創出するため、「基本姿勢・視点」を踏まえつつ、5本柱により「地方創生2.0」を力強く展開 (第3章 3 p.27-28)

- |  |  |
|--|--|
| (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生              | (2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～ |
| (3) 人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～ |  |
| (4) 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用      | (5) 広域リージョン連携                                |

## ○地方創生2.0の推進に向けて、各主体が果たす役割 (第3章 4 p.29-34)

- ・地域の多様なステークホルダーが「みんなで取り組む」ことが必要なため、役割分担に基づき、各主体が相互理解と信頼の下、推進していく。  
(1)国の役割 (2)地方公共団体の役割 (3)地域のステークホルダーの役割

## ○今後の進め方 (第3章 5 p.35)

## ○政策パッケージ (第3章 6 p.36-66)